

(次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画)

学校法人植草学園 行動計画

本学園の教職員が、仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため次のように行動計画を作成する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで1年間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度について周知し、計画期間中に育児休業の取得を次の水準以上とする。

男性職員・・・取得者1人以上

女性職員・・・取得率95%以上

＜対策＞

- 令和8年4月～ 制度に関する文書を作成・配布し、全体職員集会等の場において、全職員へ周知する。
- 令和8年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、対象職員を把握した場合は、担当部署より制度の周知を図る。

目標2：有期雇用職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を、1人当たり年間平均11日以上とする。

＜対策＞

- 令和8年4月～ 年度末に年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和8年8月～ 職員研修会等の場で、計画的な年次有給休暇の取得を促す。